

## 指標 1.5.4

### 指標名、ターゲット及びゴール

**指標 1.5.4** 国家防災戦略に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行している地方政府の割合（※ 指標 11.b.2 及び 13.1.3 と同一指標）

**ターゲット 1.5** 2030 年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。

**ゴール 1** あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。

### 定義及び根拠

#### ○ 定義

この指標は、仙台防災枠組 2015-2030 に沿った地方レベルの防災（DRR）戦略を採択し実施する地方政府の割合を測定するものである。

#### ○ 概念

防災戦略は、様々な時間軸に渡る具体的なターゲットや指標を使用して、目標、目的を定めている。仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、既存の災害リスクの削減、経済的、社会的な強靱性の強化を目的とした防災戦略が定められるべきである。

#### ○ 根拠及び解釈

仙台防災枠組のターゲット E-2 が、この指標の報告に使用される。2015 年 3 月の第 3 回国連防災世界会議において採択された「仙台防災枠組 2015-2030」におけるグローバル・ターゲットの中で、「ターゲット E：2020 年までに、国家・地方の防災戦略を有する国家数を大幅に増やす」は、持続可能な開発、経済、社会、健康、環境の強靱性を強化することに貢献するものである。この経済、環境、社会の観点には、貧困撲滅、都市のレジリエンス、気候変動への適応が含まれる。

国連総会（決議 69/284）によって設立された、防災に関する指標・用語集に関する政府間専門家ワーキンググループ（OIEWG）は、仙台防災枠組の実施における世界的な進展を測定するための一連の指標を開発し、これは国連総会によって承認されたものである（OIEWG 報告書 A/71/644）。

## データソース及び収集方法

「地域防災計画」を策定している地方政府の割合

## 算出方法及びその他の方法論的考察

### ○ 算出方法

災害対策基本法第 40 条及び第 42 条に基づく、「地域防災計画」を策定している地方政府の数を地方政府の全数で除することによって算出される。

### ○ コメントと限界

なし

## データの詳細集計

なし

## 参考

なし

## データ提供府省

内閣府、総務省消防庁

## 関連政策府省

内閣府

## 担当国際機関

国連防災機関 (UNDRR)